

東京圏から群馬県桐生市への移住でもらえる

桐生市移住支援金

申請期間：令和6年4月1日（月）～令和7年2月10日（月）

单身

60万円

世帯

100万円

18歳未満1人につき*

100万円

※3人まで

対象となる方

チェック1～4の全ての要件を満たす方に、上記の金額を支給します。



チェック1

移住前の要件として、下記①～③のいずれかを満たしますか？

①在住

移住前の10年間のうち、
通算5年以上、
東京23区内に在住している

②通勤

移住前の10年間のうち、
通算5年以上東京圏に在住し、
東京23区内に通勤している

③在住+通勤

移住前の10年間のうち、
①+②を合算して
通算5年以上となる

- 東京圏とは、4都県（東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県）のことです。※条件不利地域を除く
- ②と③の通勤期間には、東京23区内の高等教育機関（大学、短大、高等専門学校等）への通学期間も加算できます。



チェック2

移住直前の1年間、連続して東京23区内に在住、
または東京圏に在住で東京23区内への通勤をしていましたか？

- 通勤の場合は、移住直前の1年間のカウント起点を、住民票を移した日の3か月前まで遡ることができます。



チェック3

移住後の要件として、下記①～⑤のいずれかを満たしますか？

①就業（一般）

群馬県などの
マッチングサイトに
掲載された
求人に応募し
採用された



②就業（専門人材）

内閣府が実施する
専門人材事業を
利用し、
新規就業した

③起業

群馬県が実施する
起業支援金事業に
応募し、
起業支援金の
交付決定を受けた

④テレワーク

移住前の仕事を、
移住後も
テレワークで
継続している

⑤関係人口

市が指定する商工
振興施策を利用し、
開業や法人設立・
移転・事業承継を
した



チェック4

申請から5年以上、桐生市に居住する意思がありますか？

- 以下の場合には返金対象となりますので、ご注意ください。
- 5年以内に他市町村へ転出する
 - 虚偽の申請をする
 - 1年以内に退職する（チェック3①②就業の場合）
 - 起業支援金の交付決定を取り消される（チェック3③起業の場合）

